

## ～ 口蹄疫の現場から ～

### 宮崎県にて発生した口蹄疫の防疫対応を振り返って

宮崎牧場衛生課 石塚久義

今回の口蹄疫にて、当牧場は2度もの搬出制限区域となったものの、牧場内に口蹄疫を進入させること無く防疫対応することができました。そのときの対応内容及び、対応に苦慮した点について簡単にまとめましたので紹介します。

#### 防疫対応について

1. 牧場内の家畜飼養地区についてエリア分けの実施。(部外者が入らないようにトラロープの設置)
2. 外部車両の入場制限。(通勤車両・飼料運搬車・燃料運搬車等)
3. 職員以外の入場制限。(電気・ガスメーター検針など)
4. 発生地付近から出勤する職員の入場制限。(宿泊・入浴後入場など)
5. 職員の行動の制限。(牧場以外の家畜への接触禁止。移動・搬出制限区域への職員の移動の禁止など。)
6. 家畜飼養地区へ搬入する物品の搬入の制限。(飼料・資材及び機材など)

#### 防疫対応で苦慮した点

1. 口蹄疫の発生状況の把握がなかなか迅速に得られなかった。
2. 口蹄疫発生直後、職員の家庭の個別の事情への対応。(家族の病院への通院・親族の冠婚

葬祭などで、搬出制限区域へ行かざるを得ない場合など。)

3. 消毒ポイント作業員、畜産関係者の家族と同居職員及び移動制限区域から出勤する職員について、汚染の恐れをどう決めていくのか、それに対してどのような防疫措置を取るのか。さらに、汚染の恐れに度に応じた防疫措置について、根拠となるものがなく、決定に苦慮しました。(口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針には、口蹄疫患者を扱った作業員は7日間他の偶蹄類家畜には接触してならない。とあるのみ。)
4. 家畜飼養地区へ搬入せざるをえない物品の対応について(飼料・資材・機材など物品の工場等からの運搬ルートの確認。)

いずれにしても、部外者は入場禁止としているが、特別に認めざるをえない場合どの範囲の人までを入場可能とするのか。車両消毒ポイント作業員等はいつまで入場不可とするのか。入場不可能とした場合でも、特別に何をすれば(消毒・宿泊・更衣及び入浴など)入場可能とできるかということを考えさせられました。最後に、多数の職員の協力がなければいけないことであり、いかに職員の協力が得られるかも重要であると思いました。